

実大構造物実験棟反力床及び反力壁(20)保守点検業務 仕様書

1, 適用

- ・ 本仕様書は、国立研究開発法人建築研究所が発注する「実大構造物実験棟反力床及び反力壁(20)保守点検業務」に適用する。

2, 目的

- ・ 本業務は、建築研究所が所有する実大構造物実験棟の機能を維持させ、常時正常稼働させることを目的とする。

3, 履行場所

茨城県つくば市立原 1 番地

- ・ 実大構造物実験棟

4, 一般事項

1) 受注者の負担の範囲

- ・ 業務の実施に必要な施設の電気・ガス・水道等の使用に係る費用は発注者の負担とする。
- ・ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- ・ 業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。
- ・ 安全管理に必要な仮囲い、バリケード、照明等が必要な場合は受注者の負担とする。
- ・ 廃棄物の処理は、受注者の負担とする。
- ・ 業務の実施において、当所のクレーン設備は、発注者と協議の上、無償で使用することができる。
- ・ 業務の実施において、検定に関わる費用は受注者の負担とする。

2) 業務報告書の作成

- ・ 下記の項目を基に書式及び内容を担当者と協議し、業務報告書を作成すること。

1) 実施日

2) 保守点検項目

3) 保守点検内容

4) 保守点検方法

5) 業務結果

3) 関係法令等の遵守

- ・ 業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5, 業務現場管理

1) 業務管理

- ・ 品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

2) 業務責任者

- ・ 受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・ 業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。
- ・ 業務責任者と担当技術者は兼務出来るものとする。

- 3) 業務条件
 - ・ 業務を行う日は、担当者の指示による。
 - ・ 業務実施可能時間は、平日の8：30～17：15とする。
 - ・ 業務時間を変更する場合は、担当者の承諾を受けること。
 - 4) 電気工作物保安業務
 - ・ 自家用電気工作物の保守点検又は修理を含む業務は、当所の電気保安主任技術者へ作業実施計画を提出し承認を受けること。
 - 5) 業務の安全衛生管理
 - ・ 業務の実施に際し、アスベスト又はPCBを確認した場合は、担当者へ報告すること。
 - 6) 火気の取扱い等
 - ・ 火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。
 - ・ 業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。
 - 7) 危険物の取扱い
 - ・ 業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。
 - 8) 出入り禁止箇所
 - ・ 業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。
 - 9) 養生
 - ・ 作業場所周辺等汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
 - 10) 後片付け
 - ・ 業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- 6, 業務の実施
- 1) 服装等
 - ・ 業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。
 - 2) 担当者の立会い
 - ・ 作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。
- 7, 業務に伴う廃棄物の処理等
- 1) 廃棄物の報告
 - ・ 業務において発生する廃棄物は、種類・数量・重量を担当者へ報告すること。なお、報告様式は任意とする。

2) 産業廃棄物の処理

- ・ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

8, 建物内施設等の利用

1) 共用施設の利用

- ・ 駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。

9, 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

1) 作業用足場等

- ・ 労働安全衛生法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

2) 持込資機材の残置

- ・ 業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

10, 業務内容

1) 実大構造物実験棟 反力壁及び反力床

1-1) 設置場所

実大構造物実験棟

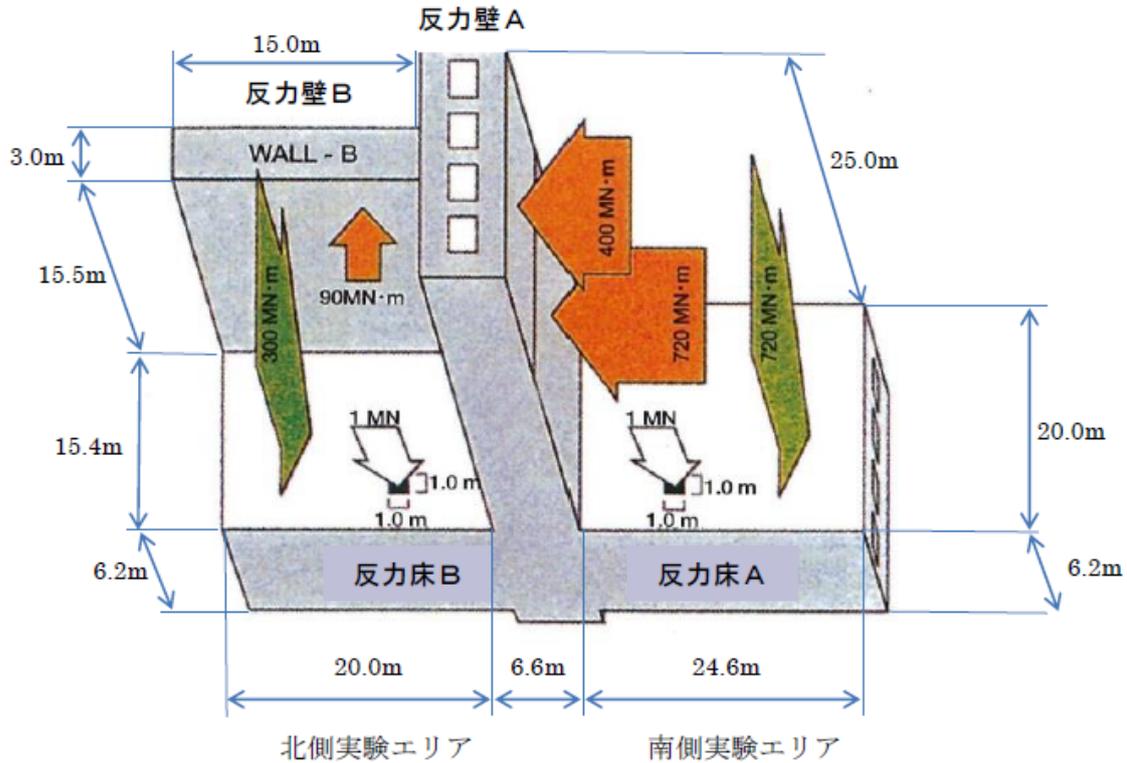
1-2) 設備概要

実大構造物実験棟では、反力壁及び反力床を用いて地上高さ 25m、7 階建て程度までの実大構造物に対する実験が可能です。実大構造物実験棟の反力壁及び反力床は以下のような性能を持っています。

設備名：	実大構造物実験棟 反力壁
高さ：	25.0m(反力壁 A), 15.0m(反力壁 B)
許容モーメント：	720MNm(反力壁 A), 90MNm(反力壁 B)
設備の導入年月日：	昭和 53 年 3 月 25 日 (平成 13 年 4 月 1 日国土交通省建設研究所より継承)

設備名：	実大構造物実験棟 反力床
広 さ：	20.0m×24.6m(反力床 A), 15.4m×20.0m (反力床 B)
許容モーメント：	720MNm(反力床 A), 300MNm(反力床 B)
設備の導入年月日：	昭和 53 年 3 月 25 日 (平成 13 年 4 月 1 日国土交通省建設研究所より継承)

1-3) 設備図



1-4) 機材の品質等

- ・業務に使用する交換部品等は、当該試験装置等の仕様に合う部品とし、新品とする。
- ・交換部品に初期不良が見つかった場合は、受注者の負担で責任を持って直ちに交換すること。

1-5) 主要交換部品 (消耗品)

- | | |
|---|-------|
| a) 反力床及び反力壁用カプラー | 50 個 |
| ・カプラーは別紙 1 を参考に製作すること。 | |
| ・実大構造物実験棟の反力床及び反力壁に合うように調整を行いながら製作すること。 | |
| b) ゲビンデスターブ (住友電工, 呼び名 32mm, 長さ 2.0m) | 100 本 |
| c) ゲビンデスターブ (住友電工, 呼び名 32mm, 長さ 4.0m) | 50 本 |
| d) a) を納める重量棚 (TRUSCO 製 軽中量棚 150 型 両開扉付棚 TLA63K-25DH) | 1 個 |
| e) b), c) を納める重量棚 (TRUSCO 製 長尺保管棚 VR-914-2R) | 4 個 |

1-6) 業務内容

次に示す業務を実施すること。なお、業務により不具合があった場合は (軽微なものを含む) 担当者と協議すること。

- a) 新しく新調した反力床及び反力壁用カプラーが、実大構造物実験棟の反力床及び反力壁に合うように総合調整を行うこと。その後それを納めるための重量棚を実大構造物実験棟内に設置し、そこに納めること。重量棚の設置位置は担当者から指示する。また、重量棚の設置位置に現在ものがある場合は整理整頓を行うこと。

b) ゲビンデスターブを納めるための棚を実大構造物実験棟内に設置し、新しく新調したゲビンデスターブをそこに納めること。重量棚の設置位置は担当者から指示する。また、重量棚の設置位置に現在ものがある場合は整理整頓を行うこと。

1 1, 履行期限

- ・ 契約日の翌日から令和3年3月19日まで

1 2, 提出書類

- ・ 4, 2) で作成した業務報告書
- ・ 上記書類の書式はA4版縦横書きとし、ファイルに綴じ1部を提出するとともに、上記電子データを保存した電子媒体1部を提出すること。(電子媒体の種類は担当者の指示による)
- ・ その他担当者が指示したもの(書式、形態、部数は担当者の指示による)

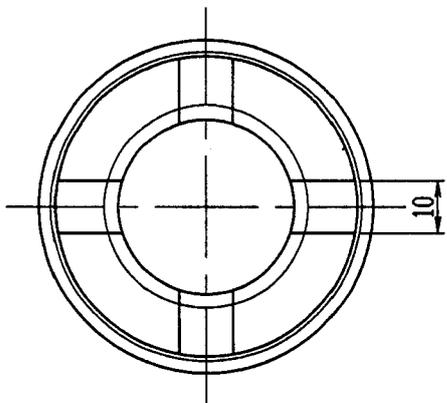
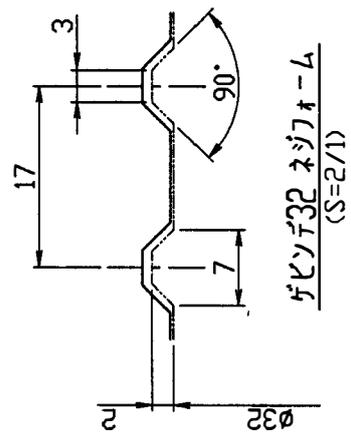
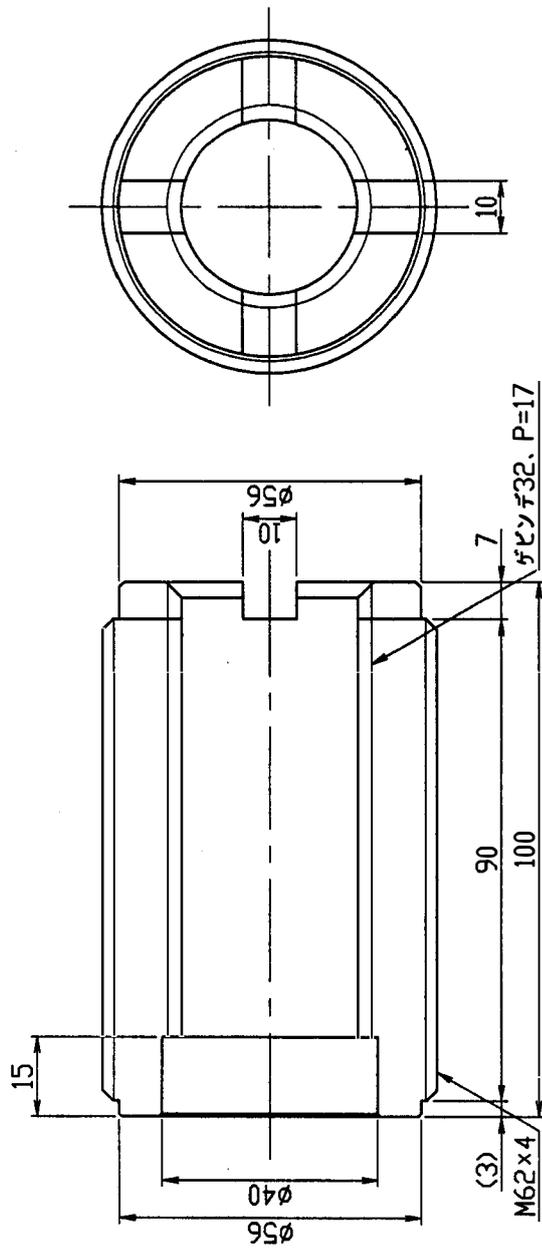
1 3, 業務の検査

- ・ 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。
- ・ 検査に必要な資機材、契約図書、業務関係図書は受注者で用意すること。

1 4, 疑義

- ・ 本業務に疑義が生じた場合は担当者と協議すること。

担当者 構造研究グループ 向井 智久



1	カプラー	品名	材質	1	備考
部番			三角法	個数	
記事			図名	3-6156	備
設計	製図	検図	承認	反力床、壁用カプラー	考
			尺度	図番	
			1/1	図番	SLP-CPM62xG32-A 承